

連合長野 [12月]



2014.12.15
No.368

発行/日本労働組合総連合会
長野県連合会
発行人/根橋 美津人

〒380-8545 長野市県町532-3 労働会館3F TEL 026-234-1626 FAX 234-1349
E-mail info@rengo-nagano.jp http://www.rengo-nagano.jp/

●あなたは所得税を払い過ぎていませんか?●

還付請求(確定申告)で戻ります

2014年の還付金額は471万円

2014年の各地協での取り組みでは、120人が相談会に参加し、84人が確定申告を行いました。
還付は471万円で納付は166万でした。

控除種目	相談者	申告者	還付金額	納付金額
住宅借入金控除	35人	26人	2,862,089円	
医療費控除	43人	36人	1,049,199円	
年末調整	4人	3人	221,794円	
複数控除	15人	8人	411,368円	1,416,600円
その他	16人	10人	167,587円	251,700円

●税理士による各地協「確定申告相談会」の日程

地協名	相談会日時	申込締切	会場 (当日の連絡先電話番号)	地協電話番号 FAX番号
木曾	1/31 (土) 10:00~	1/23(金)	木曾労働会館2F会議室(0264-23-3705)	0264-23-3705 24-0005
松本	1/31 (土) 9:00~	1/21(水)	松本市勤労会館2F第4会議室(0263-34-6700)	0263-34-6700 35-0505
高水	2/14 (土) 9:00~	2/6(金)	高水地協事務所(0269-23-0505)	0269-23-0505 38-0575
長野	2/7 (土) 9:30~	1/23(金)	長野市勤労者女性会館しなのき (事務局080-1188-7456)	026-234-2656 234-2767
諏訪	2/7 (土) 10:00~	1/23(金)	諏訪地協事務所(0266-26-1552)	0266-26-1552 26-1553
飯田	2/8 (日) 10:00~ 13:00~	1/30(金)	飯田労働会館2F会議室(0265-24-0030)	0265-24-0030 22-4091
上小	2/21 (土) 9:00~	2/13(金)	上田市勤福センター 1F上小地協事務所 (0268-25-0500)	0268-25-0500 75-8500
上伊那	2/21 (土) 10:00~	2/6(金)	伊那市ウェストスポーツパーク管理センター第2会議室 (0265-78-0003)	0265-78-0003 78-0132

- ① 医療費・雑損・寄付金控除と住宅借入金等特別控除のみの相談とさせていただきます。
- ② 大北地協では開催しませんので、近隣地協の相談会へ申し込み願います。
- ③ 申込締切日を厳守して下さい。尚、申込者がゼロの場合は「相談会を中止」にします。
- ④ 「確定申告相談会」では、確定申告書の作成をお手伝いしますので、作成に必要な領収証や資料などを必ずご持参願います。
- ⑤ 開始時間に遅れないようご参加下さい。欠席や遅れる場合は会場又は事前に地協へご連絡願います。
- ⑥ 裏面の《相談会の申込票》を出席する地協へFAX願います。

こんな場合は、確定申告を!

通院・入院	<p>○本人や生計を同一にする配偶者・親族の1年間に払った医療費から、高額療養費や保険金などの補てん金を差し引いた額が10万円(総所得200万円未満は総所得金額の5%)を超えている場合、「医療費控除」の還付請求を行えます。</p> <p>※詳しくは連合ホームページをご覧ください。 http://www.kanpu-shinkoku.net/</p>
住宅の購入・売却	<p>○今年中に住宅ローンで住宅を取得した場合。</p> <p>○省エネ・バリアフリー・耐震の改修をした場合。</p> <p>○買い替えなどで住宅を売却して損が出た場合や、売却益ではローンを完済できない場合、確定申告で控除を受けることができます。</p>
退職	<p>○年の途中で退職した後、再就職せず、年末調整をしていない場合。</p> <p>○退職金にかかる税金は、退職時に源泉徴収されますが、ケースによっては、確定申告をすることで税金が還付される場合があります。</p>
寄付	<p>○国、地方自治体、日本赤十字社・ユニセフなどの特定公益法人に2千円を超える寄付をした場合、「寄付金控除」の還付請求を行えます。</p> <p>○政党等や認定NPO法人、公益社団法人、社会福祉法人に対する寄付は、「寄付金控除」か「税額控除」のいずれかを選択できます。</p>
盗難・災害	<p>○自然災害や火事・白アリ・盗難などによって、生活に通常必要な動産に損害を受けた場合には、「雑損控除」の還付請求を行えます。</p>
その他	<p>○給与所得や退職所得以外の所得金額が年間で20万円を超える場合。</p> <p>○2ヶ所以上から給与を得ている場合。</p> <p>○年末調整の書類を出した後、年内に子供が生まれた場合。</p> <p>○転居費や研修費、資格取得費などの年間支出額合計が給与所得控除額の1/2を超える場合。</p>

医療費控除などの還付請求は、翌年の1月1日以降いつでも税務署に申告書を提出できます。
また、還付請求は5年前までさかのぼって請求ができます。

《確定申告相談会の申込票》

所属組合名	
フリガナ お名前	
連絡先携帯電話番号	
申告する控除種目 〔○で囲む〕	<p>1.医療費控除 2.雑損控除 3.寄付金控除</p> <p>4.住宅借入金等特別控除 ※以下について選択・記入願います</p> <p>〔新築・中古・増改築〕⇒居住開始年_____年</p> <p>〔連帯債務〕⇒(有・無)</p> <p>〔改修〕⇒(省エネ・バリアフリー・耐震)</p> <p>5.年末調整</p>
※質問事項がありましたらご記入下さい	

※ 株式など有価証券の配当・譲渡所得、贈与税等の複雑な相談は受け付けできません。
 ※ あなたのプライバシーは守りますので、お気軽にご参加下さい。
 ※ 各地協の申込締切日までに申し込み願います。